

飯綱都市計画

(飯綱町)

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成 28 年 1 月 18 日

長 野 県

決 定 理 由 書

平成 17 年 10 月 1 日に旧牟礼村と旧三水村の 2 村が合併し「飯綱町」となり、これに伴い、飯綱町内には牟礼地区（旧牟礼村の一部）の都市計画区域と都市計画区域外である三水地区（旧三水村）が存在し、地域によって土地利用規制に差異が生じています。

また、三水地区においては、建築基準法の集団規定、特に接道の義務、条件が適用されていないことにより、防災・安全上好ましくない建物の立地や建物の拡散する恐れがあり、これらを未然に防止・コントロールするため、計画的な都市の整備をするとともに、新規開発の抑制と新增改築を通じた住みやすい住環境の形成、無秩序な開発から地域固有の自然環境や生活環境を保全する手段を持つことが必要となっています。

このため、新たな行政区域として整合性・統一性のある制度活用をし、一体的な都市づくりを進めるため、平成 16 年 3 月に策定された現行の「牟礼都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を廃止し、今般、都市計画法第 6 条の規定に基づく都市計画に関する基礎調査及び現況調査の結果を踏まえ、当該都市の発展の動向、都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案し、主要な土地利用、都市施設等について概ねの配置、規模等を示すとともに、一体の都市として整備、開発及び保全を図るため、本案のとおり都市計画の基本的方針を決定するものです。

目 次

1 都市計画の目標	1
(1) 都市計画区域の範囲と目標年次	1
ア 都市計画区域の範囲	1
イ 目標年次	1
(2) 都市づくりの基本理念と目標	1
ア 都市づくりの基本理念	1
イ 都市づくりの目標	2
(3) 地域毎の市街地像	3
2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針	5
(1) 区域区分の決定の有無	5
(2) 区域区分の方針	6
ア おおむねの人口	6
3 主要な都市計画の決定の方針	7
(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	7
ア 主要用途の配置の方針	7
イ 土地利用の方針	7
(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	9
ア 交通施設の都市計画の決定の方針	9
イ 下水道及び河川の都市計画の決定の方針	11
(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	12
ア 基本方針	12
イ 主要な緑地の配置の方針	12
ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針	13

飯綱都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1 都市計画の目標

本計画は、都市づくりに対する合意形成の促進を図るため、飯綱都市計画区域を対象として、県が広域的見地から、関係市町村や住民の意向を反映しながら、都市計画の目標とその実現に向けた都市計画の基本的な方針を示すものである。

(1) 都市計画区域の範囲と目標年次

ア 都市計画区域の範囲

- ・ 都市計画区域の名称：飯綱都市計画区域
- ・ 対象市町村：飯綱町
- ・ 範囲：飯綱町の一部

イ 目標年次

- ・ 都市計画の基本的な方向 平成 42 年
- ・ 都市施設などの整備目標 平成 32 年（中間年 平成 27 年）

(2) 都市づくりの基本理念と目標

ア 都市づくりの基本理念

平成 17 年、旧牟礼村と旧三水村 2 村の合併により町政が施行された飯綱都市計画区域は、飯縄山・霊仙寺山・斑尾山などの山々に囲まれた穏やかな丘陵地にあり、中央には鳥居川が流れる自然豊かな都市である。また本区域は、果樹や稲作を中心とした農地が広がっているほか、飯綱東高原等の観光資源にも恵まれ、別荘地等の立地もみられる。

飯綱東高原における観光、保健休養地開発や福井団地等の住宅団地の造成、用水改修による稲作や果樹を中心とした農業振興の取り組みがなされ、現在では長野市等のベッドタウンとして、また北信地域の観光拠点として、さらにはリンゴや桃などの一大産地として発展してきた。

このような状況を踏まえ、少子高齢化や価値観の多様化、社会経済情勢の変化に対応し、人々が愛着を持ち、安全・安心で快適に生活を営むことができる都市づくりを今後とも進めていくために、本区域の都市づくりの基本理念を以下のように設定する。

「美しい自然に囲まれた実り豊かなまちづくり」

イ 都市づくりの目標

都市づくりの目標を次のとおり設定し、前記に示した基本理念の実現を目指す。

(7) 自然環境の保全を通じた環境保全への総合的な取り組み

本区域の恵まれた自然環境や里山・田園風景は誇れる大切な資産であることから、生物多様性の保全及び持続可能な社会の形成にも考慮しつつ、豊かな自然と里山環境を守るため、「飯綱町環境基本計画」に基づき環境重視の視点を持った総合的な取り組みを進める。

(イ) 自然と調和した都市づくり

山林や農地などの豊かな資源を保全し、次世代に継承していくとともに、自然に囲まれた立地特性を活用し、魅力ある住環境を形成するため、自然と調和する都市づくりを目指す。

河川や山林を保全するとともに、農林業との健全な調和を図りながら、秩序ある市街地整備を効率的に実施していく。

(ウ) 人にやさしい安全・安心の都市づくり

住民生活や都市活動を安全に行っていくため、防災施設の整備など総合的な対策によって、災害に強い都市づくりを進める。

また、ユニバーサルデザイン^{※1}の考え方にに基づき、誰もが安全・快適な都市生活を営むことができる都市づくりを目指す。特に市街地内や観光地周辺においては、障害者や高齢者が不利を受けることなく、等しく生きる社会の実現の視点に立った人にやさしい安全・安心なまちづくりに努める。

(エ) コンパクトで利便性の高い市街地づくり

誰もが安心して暮らすことができる都市づくりを目指す。

牟礼駅や役場牟礼庁舎周辺及び国道や幹線道路沿線の既存市街地への都市機能の集約により利便性の向上を図るとともに、効率的な都市基盤整備を実施する。

(オ) 誇りと愛着の持てるふるさとづくり

世代を超え、長く定住できる都市とするため、ひとりひとりが自立し、積極的に地域社会に参加し、みんなで参加するまちづくりを実現することにより、誇りと愛着を持てるふるさとづくりを目指す。

(カ) 住民・地域の協働による個性ある都市づくり

住民や企業が主体的にまちづくりに参加できる仕組みを構築し、住民、NPO、企業及び行政の協働による都市づくりを実施する。

^{※1} ユニバーサルデザイン

高齢者を含むできる限りすべての人が、安全かつ快適に利用できるように公共施設や建物、製品などをデザインするという、バリアフリーをさらに進めた考え方。

(3) 地域毎の市街地像

本区域は、次の5つの地域に分けた市街地像の形成に向け、まちづくりを進める。

ア 都市拠点

郵便局、飯綱福祉センター、交番、商業業務施設が立地する役場牟礼庁舎周辺地区及び牟礼駅周辺地区から一般国道18号沿線にかけて商業業務施設が立地する市街地は、今後とも本区域の中心地として位置づける。

中心市街地においては、基盤となる道路整備や牟礼駅周辺整備等を計画的に進めるとともに、商業・業務・文化・医療・福祉など都市機能の集積によって、拠点性の向上を図る。

また、主要地方道長野荒瀬原線の整備に伴う沿線の宅地化について、調整を図る。

イ 観光拠点

飯綱東高原は霊仙寺湖を中心に家族旅行村、日帰り温泉施設、各種遊具施設、ゴルフ場、スキー場等が点在し、別荘、ペンション等の宿泊施設が周辺に分布する良好な保健休養地としての地域を形成している。

今後とも自然環境の保全を図りながら、既存の施設を活用しつつ、周辺の優れた景観と自然環境に配慮したスポーツ、レクリエーション施設と複合した緑陰別荘地とする。

また、民間の観光農園や農産物直売所等を拠点に「観光」と「農業」を連携させ、「農村観光」による新たな活性化策を展開する。

ウ その他の市街地

福井団地、普光寺西部団地、扇平団地等は、本区域の人口増加の受け皿として大きな役割を担い、自然環境に恵まれた住宅地として機能している。

このため、今後とも住宅地としての機能向上を図るとともに、高齢化が進行しつつある状況を踏まえ、生活利便機能の整備等を促進する。

エ ふるさとの農用地^{※2}・集落地

区域全体に広がる農用地及びその中に位置する集落地では、優良農地の保全など基盤の整備や農業との調和に留意した生活基盤施設の整備を図り、のどかでゆとりある田園居住環境の形成を図る。

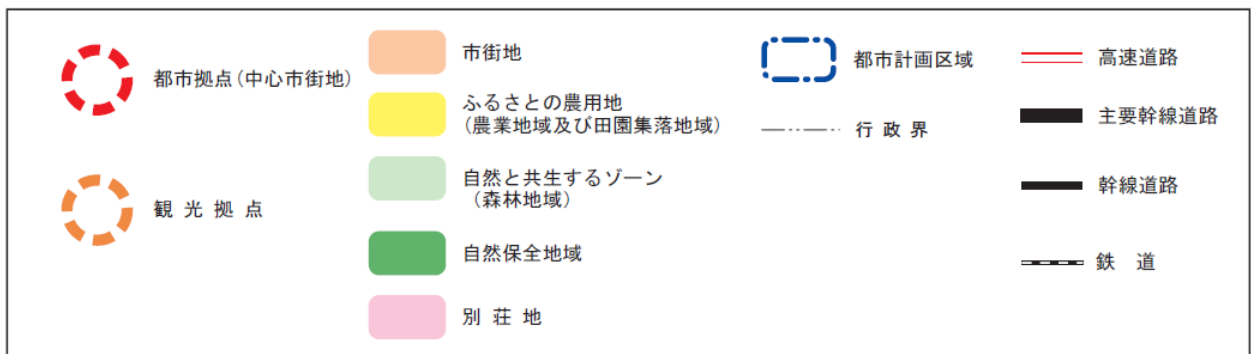
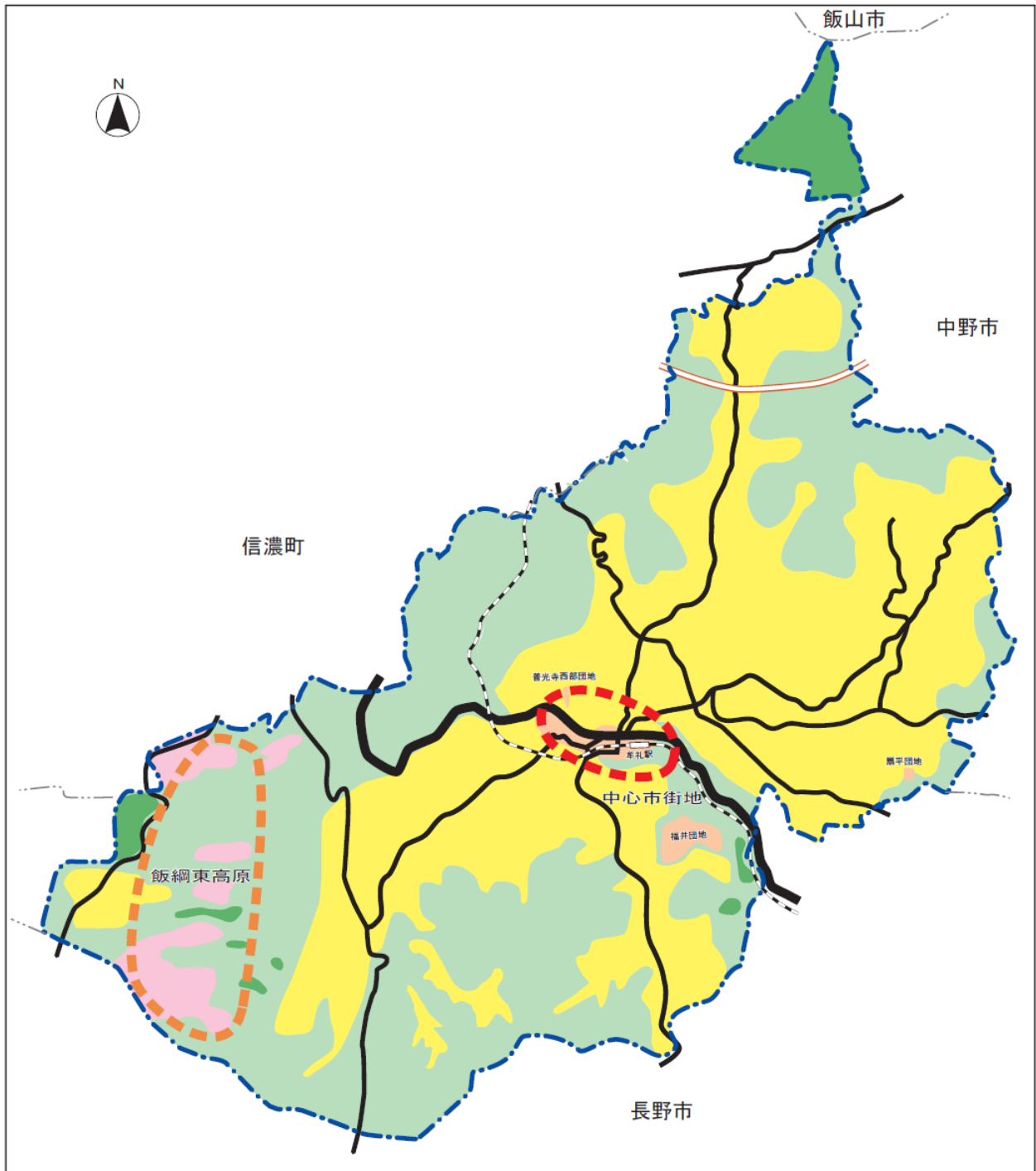
オ 自然と共生する地域（自然保全地域含む）

ア～エをとりまく樹林地・自然地は、水源涵養機能の確保のための育林と新たな開発の抑制・保全を原則とし、「飯綱町環境基本条例」、「飯綱町自然環境保全条例」等の例規に基づいた保全に努めながら、住民が自然と触れあうことのできる活用方策を推進する。

^{※2} ふるさとの農用地

農業の営みにより形成された美しい農村景観は、やすらぎや懐かしさを感じさせるものであり、このような状況を指す（造語）

◆都市構造図（飯綱都市計画区域）



2 区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の決定の有無

本都市計画に区域区分を定めない。

なお、区域区分を定めないとした根拠は次のとおりである。

ア 県下同一基準での判断結果

県では、人口の動向、土地利用の状況等に着目し、県下同一基準に基づいて、本区域における区域区分の必要性をやや高いと判断した。その概要は、以下のとおりである。

- ・飯綱町の平成 17 年の行政区域人口は 12,504 人であり、平成 7 年から平成 17 年の人口推移は 788 人の人口減少となっている。
- ・平成 8 年から平成 18 年の第 2・3 次産業従業者数は 13.2%減少しており、市街地拡大の可能性は少ない。
- ・区域内の都市的土地利用面積率は 18.7%であり、市街地や集落周辺にまとまりのある農地もみられるが、20ha 以上のまとまった集落地は存在しており、計画的な市街地整備が望ましい。

イ 地域特性を踏まえた区域区分の検討

本区域は、水源涵養機能の確保のための育林と新たな開発の抑制を原則とし、「飯綱町環境基本条例」、「飯綱町自然環境保全条例」等により農地や山林の保全に努めており、良好な田園景観を保ち、さらに、スキー場や別荘地では自然環境との調和を図った土地利用や景観形成に努めてきた。今後もこのような方策を継続し、自然と調和したまちづくりを進める方針のため、急激かつ無秩序な市街化の進展はしないものと考えられる。

ウ 区域区分以外の各種都市計画手法の適用を前提として「区域区分」は行わない

本区域は、アでは区域区分の必要性はやや高いと判断されるが、イに示す地域特性を踏まえ、急激な人口増加や市街化は考えにくい。よって、区域区分以外の都市計画制度や土地利用計画により規制・誘導を進め、周囲の環境と調和した計画的な土地利用を図る。

このような本区域の状況と考え方を踏まえて、以下のような方針とする。

本区域は、今後、他の法令との適切な連携のもと、各種都市計画手法、建築基準法に基づく制度等の活用等により、計画的な土地利用の実現を前提として、区域区分を定めない。

(参 考)

「区域区分」とは

「区域区分」とは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を優先的・計画的に市街化を図る「市街化区域」と、市街化を抑制する「市街化調整区域」とに区分することで、一般に「線引き」といわれている。

「区域区分」を「する」か「しない」かは県が判断

平成 12 年 5 月の改正以前の都市計画法では、「区域区分」を「する」か「しない」かは、国が法律によって定め、当分の間、一定の条件を満たす都市計画区域を対象として、限定的に実施されてきた。しかし、高度成長期の「都市化社会」から安定・成熟した「都市型社会」への移行など、近年の社会経済情勢の大きな変化を踏まえ、平成 12 年 5 月の都市計画法の改正により、「区域区分」については、広域的な観点から県が、地域の状況に応じて区域毎に判断することとなった。

(2) 区域区分の方針

前項で記述のとおり本区域では区域区分は行わないため、本項目に対する記述は要しないが、本区域の基本理念に基づき、計画的なまちづくりの実現に向け、今後の人口について以下のとおり参考表記する。

ア おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

年 次	平成 17 年 (基準年)	平成 27 年 (中間年)	平成 32 年 (目標年)
区 分			
都市計画区域内人口	12.5 千人	おおむね 11.2 千人	おおむね 10.5 千人

(注) 平成 17 年基準人口は、[国勢調査]及び「都市計画基礎調査」による統計値。

平成 27・32 年欄の都市計画区域内人口は、国立社会保障・人口問題研究所によるコーホート要因法により算出した行政区域人口から、回帰式による都市計画区域外人口を除いて算定。

3 主要な都市計画の決定の方針

(1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在、本区域には用途地域が指定されていないため、土地利用現況により商業業務施設などの集積がみられる地区を用途地域、またそれ以外の地区を用途地域外とみなして主要な都市計画の決定の方針を示す。

ア 主要用途の配置の方針

(7) 商業地

役場牟礼庁舎周辺地区及び牟礼駅周辺地区から一般国道 18 号沿線にかけては、今後とも、本区域の中心的な商業業務機能を担う拠点として位置づけ、面的な整備と道路や公園等の都市基盤の整備充実に努め、活気やにぎわいなど都市としての魅力を高め、魅力的な市街地形成を図る。

(4) 住宅地

福井団地、普光寺西部団地、扇平団地地区は、今後とも、自然環境と恵まれた良好な住宅地として位置づけ、居住環境の向上を図る。

商業地の周囲に広がる既存の住宅地は、今後とも、建物の過密化や土地利用の混在の緩和・解消に努めるとともに、計画的な都市基盤の整備や緑の保全、緑化の推進により、良好な居住環境の創出を図る。

飯綱東高原に点在する別荘地については、一部に定住者もあることから、今後の居住形態を見極めながら、自然環境と共生した良好な住宅地としての整備を誘導していく。

また、県道のバイパス化に伴う沿線開発、若者定住のための定住促進対策のための住宅地開発の動き等について引き続き、総合的な検討を進めていく。

イ 土地利用の方針

(7) 用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

本区域には用途地域が指定されていないため、将来の土地利用を踏まえて用途地域の検討を行い、計画的な地域づくりの推進を図る。

(4) 居住環境の改善又は維持に関する方針

既存の住宅地や別荘地等は、生活環境施設の整備を推進するとともに、敷地内の緑地を積極的に保全し活用することにより、魅力のある住宅地の形成に努める。

快適な居住環境の形成を図るため、身近な公園緑地や地区内の生活道路、衛生的な下水道等の生活環境施設の整備を推進する。

(ウ) 優良な農地との健全な調和に関する方針

「長野県農業振興地域整備基本方針」及び「飯綱町農業振興地域整備計画」に基づき、市街地の外側等にあつて、区域の全般にわたり分布している土地改良事業等の農業基盤整備が進められている農振農用地区域については、今後とも本区域の農業の基幹を担う優良な農地として維持・保全を図る。また、農業振興地域制度や農地転用許可制度等との適正な調整及び計画的な土地利用と農地の有効活用を図り、優良農地の確保・保全に努める。

(エ) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

急傾斜地の崩壊、土石流、地すべりの土砂災害のおそれのある地域において、住民の生命及び身体を保護するため、建築物の立地抑制等を図る区域を「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく土砂災害特別警戒区域等に指定することにより、適切な土地利用を図る。また、砂防法、森林法、地すべり等防止法、急傾斜地崩壊防止法により、指定された区域内においては、土地の形質変更等、土砂災害を誘発する行為を制限する。

(オ) 自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

本区域の外縁部から区域外にかけて市街地を取りまく山地、丘陵地、さらに優良農用地などの恵まれた自然環境は、良好な都市環境を維持する上からも貴重な資源であることから、「生物多様性なごの県戦略」に基づいた取り組みを進める等、生物多様性にも配慮しながら、引き続きこれらの自然資源の保全を図る。

森林地域や農業地域については、森林法による保安林の指定や農業振興地域の整備に関する法律による農用地区域の指定等により、地域の保全を図る。

(カ) 計画的な都市的土地利用の実現に関する方針

用途地域の定められていない本区域では、商工業や居住の用途になっている「市街地地域」、ふるさとの原風景を残す「里山・田園地域」、豊かで美しい自然環境の「山ろく地域」に大別され、それぞれの環境の特性を踏まえた建築物の容積率、建蔽率の区分に沿って、周囲の景観や環境に調和した形態、規模の建築物の立地を図る。

「福井団地」をはじめとして、牟礼駅から一般国道18号までの幹線道路沿いの商店や住宅街が集中している市街地地域では、周囲の環境との調和を図る点に留意しながら、現在の土地利用に応じて中層又は低層の建築物の立地を図る。

いづなりゾートスキー場周辺の、別荘（保健休養地）や観光施設が配置されている山ろく地域は低層の建築物の立地を図る。

里山・田園地域の優良農地に囲まれた集落等では、低層の住宅地に定められる制限と同程度の建築物の規模とする。

さらに、優良農地の保全に配慮しながら、農振白地の分散状況を踏まえつつ、町総合計画等の具体的な土地利用計画に沿って、都市的な土地利用の集約を図る。

(2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

ア 交通施設の都市計画の決定の方針

(7) 基本方針

a 交通体系の整備の方針

(a) 道路交通体系

本区域における主要な交通体系は、一般国道 18 号を基幹とし、牟礼駅を中心として放射状に配置されている主要地方道長野信濃線、主要地方道長野荒瀬原線、県道野村上牟礼停車場線、県道栃原北郷信濃線、県道牟礼永江線及び三水地区を縦断し長野市豊野町と信濃町を結ぶ町道風坂汐水線より形成されている。なお都市計画道路は、現在のところ計画決定されていない。

上記の路線のうち南北方向の交通を担う路線としては、一般国道 18 号、主要地方道長野信濃線、主要地方道長野荒瀬原線、県道栃原北郷信濃線、町道風坂汐水線が、東西方向の交通を担う交通としては、県道野村上牟礼停車場線、県道牟礼永江線、県道三水中野線がそれぞれ位置づけられ、本区域と隣接市町間及び区域内の集落地間を結んでいる。

国道・県道など主要幹線においては、国道 18 号普光寺交差点が改良され、また主要地方道長野荒瀬原線四ツ屋バイパスも完成し、より安全な道路交通の確保ができています。

しかし、未整備区間も多いため、交通量の増加、幅員不足などにより、今後も部分改良等の必要があり、改良実現に向けた対応が必要である。

町道も含めた交通体系においては、未改良区間の改良の促進と、道路網及び歩行環境の向上に向けた計画的な整備を図る。

また、住民誰もが便利に使える公共交通条件の整備、確保に努めるとともに、低炭素都市づくりの観点を勘案しながら、公共交通の利用促進による、環境にやさしく移動利便性に優れた交通体系の構築を進めます。

(b) 道路環境

主要地方道長野荒瀬原線の整備に伴う沿線の土地利用については、多角的かつ一体的な地域の再編活性化が図られるよう、引き続き関係地域との調整を図っていく。

また、豪雪地帯である気象条件を克服し、冬期間の交通を確保するため、雪に強い道路づくりを行っていく。

(c) 公共交通

北陸新幹線開業に伴う長野以北並行在来線については、JR 東日本から経営分離され、しなの鉄道株式会社により運営されることから、長野以北並行在来線経営基本計画並びに牟礼駅周辺整備計画に基づき、広域交通の拠点である牟礼駅周辺を整備し、駅を中心とした地域の活性化と鉄道の利用促進・利便性の向上を図る。

また、新公共交通システム「i (アイ) バス」の運行については、バス利用と鉄道との接続改善等による連絡強化を推進する。

b 整備水準の目標

現在、区域内の道路は都市計画決定されていないことから、区域内を通る道路網の計画的な道路整備の推進を図るものとする。

また、道路環境の向上、公共交通の利用促進策を図る。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 道路

(a) 主要幹線道路

一般国道 18 号は、長野ー北信越等、広域を結ぶ主要幹線道路として位置づけ、交通機能の向上を図る。

(b) 幹線道路

主要幹線道路を補完し、区域内外の各地域及び隣接市町間を結ぶ道路として幹線道路を配置する。

主要地方道長野信濃線、主要地方道長野荒瀬原線、町道風坂汐水線は、本区域の南北方向の主軸を担い、本区域と長野市とを相互に連絡する道路として位置づけ、交通機能の向上を図るとともに、沿道利用についての検討を図る。

県道野村上牟礼停車場線、県道栃原北郷信濃線、県道牟礼永江線、県道三水中野線は、本区域の東西方向の主軸として、本区域と隣接市町及び各地域の連絡を担う道路として位置づけ、交通機能及び沿道利用機能の向上を図る。

(c) 補助幹線道路等

町道等は、上記の主要幹線道路、幹線道路の整備を勘案しながら、関連する道路整備を進めていく。

(ウ) 主要な施設の整備目標

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設。

種 別	路線名称
道 路	主要地方道長野荒瀬原線

イ 下水道及び河川の都市計画の決定方針

(7) 基本方針

a 下水道及び河川の整備の方針

(a) 下水道

下水道については、集合処理下水道の整備はすべて完了している状況にある。今後は、改修時期に入った施設の改修を進める。また、公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、接続率の向上に努める。

(b) 河川

河川は、鳥居川、八蛇川、滝沢川、斑尾川等における出水による災害を防ぐため、護岸工事をはじめとする河川の改修事業を促進し、下流域の安全確保を図る。

また、整備にあたっては、治水機能だけでなく都市景観や親水性の向上、水質の浄化・自然環境の保全、水生生物の生息環境などに配慮しながら、うるおいのある水辺空間を創出していくものとする。

b 整備水準の目標

(a) 下水道

自然環境（水環境）の保全のため、早期の繋ぎ込みに向けた啓発を図るとともに、集合処理に適さない（個別処理とする）区域において、合併処理浄化槽設置整備事業を推進する。

(b) 河川

治水安全性を高めるための河川整備を継続しながら、生物多様性の保全に配慮しつつ、利水・親水の観点から、うるおいのある美しい水辺環境の形成を図り、良好な水辺空間を創造する多自然川づくりを推進する。

(イ) 主要な施設の配置の方針

a 下水道

公共下水道事業計画に基づく本区域の汚水処理整備は完了している。今後は、整備済施設について適切な運営・管理を図るとともに、管理修繕に係る長寿命化計画を策定し、長期的な展望に立った効率的な運営ができるよう、各集合処理施設の統廃合を進める。

b 河川

配置方針は、現在の河川流域を基本とし、治水計画や今後河川整備計画を策定し、その考え方に基づいた整備を進める。

(ウ) 主要な施設の配置の方針

おおむね 10 年以内に整備することを予定する主要な施設はない。

(3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

ア 基本方針

(7) 自然的環境の特徴と現況、整備又は保全の必要性

本区域は、妙高戸隠連山国立公園に隣接する恵まれた自然環境にあり、良好な自然景観と特色ある地勢を形成している。

飯綱東高原では、北信五岳に囲まれた美しい景観の中、四季を通じさまざまなレジャーが楽しめ、雄大な自然環境を生かした観光・リゾート地として親しまれている。

こうした優れた自然環境を有する山地及び丘陵地においては、人と自然との調和を図りながら、良好な樹林地等の環境資源の維持・継承を図っていく。

農振農用地区域を中心に形成される農村集落においては、優良農地の維持に努め、農業の振興を図るとともに、農村景観の保全を図る。

また、優れた自然の緑環境を活かした拠点整備を図るとともに、拠点のネットワーク化を図る。

(4) 緑地の確保目標水準

本区域においては、都市計画公園・緑地は現在のところ計画決定されていないことから、今後は緑の基本計画の策定と、それに基づく公園緑地の計画的な整備を図る。

イ 主要な緑地の配置の方針

(7) 環境保全系統

区域の周辺に広がる森林地域は、本区域の骨格を形成する緑の拠点であり、自然と調和した場として、積極的に保全を図る。

市街地周辺に広がる農用地は、基幹産業である農業の振興及び自然環境の保全のため、特色ある郷土景観及び田園景観として積極的に保全を図る。

(4) レクリエーション系統

隣接する妙高戸隠連山国立公園等の自然地域は、貴重な自然資源として今後とも保護・保全を図るとともに、観光・レクリエーションの場として有効利用を図る。

(7) 防災系統

防災系統緑地は、住民生活の安定と災害防止に資する緑地であるという観点から過去の被災地及び、今後災害の発生するおそれのある地区について、災害を防止・軽減するように公園・緑地の配置を行う。

自然災害の発生危険度の高い急斜面地、河川沿い等の緑地は特に永続性を確保する。

(エ) 景観構成系統

本区域の一体的な景観形成を目指し、山麓、丘陵部の樹林地及び農地を含めた総合的な都市景観の形成を目指す。そのため、農林地域の緑地の保全や遊休農地の有効利用、森林の保全・育成を図り、美しい郷土景観の形成を図る。

ウ 実現のための具体の都市計画制度の方針

(ア) 公園緑地等の整備目標及び配置方針

本区域においては、都市計画公園・緑地は現在のところ計画決定されていないことから、今後は緑の基本計画の策定と、それに基づく公園緑地の計画的な整備を図る。

(イ) 緑地保全地域等の決定目標及び決定方針

本区域は、妙高戸隠連山国立公園に隣接しており、当面は緑地保全地区等の指定は行わず、これまでの規制による効果や課題を検証しつつ、良好な環境の保全に努める。

都市計画区域マスタープラン附図（飯綱都市計画区域）都市施設等配置図

